

## 第 2 回水道料金等審議会 会議録

会議の名称：第 2 回甲府市水道料金等審議会

開催日時：平成 23 年 8 月 24 日（水）午後 2 時～午後 4 時 10 分

開催場所：甲府市上下水道局 3 階大会議室

出席委員：込山芳行委員、風間ふたば委員、小泉久司委員、齋藤伸右委員

八巻昭委員、山崎金夫委員、藤巻弘子委員、牛奥久代委員

横山みどり委員、越石寛委員、神宮寺聡委員、渡辺健委員

務台喜一郎委員、鐘ヶ江さちえ委員、飯島牧子委員、

欠席委員：箕浦一哉委員、田嶋義明委員、中島浩委員

傍聴者数：0 名

次第

### 1 開会

### 2 報告事項

- ・ 第 1 回水道料金等審議会会議録は承認された。
- ・ 第 4 回水道料金等審議会は、10 月 6 日（木）午後 2 時から開催することが承認された。

### 3 議事

上下水道事業の経営状況について

算定期間内の収支について

その他

### 4 事務連絡

### 5 閉会

審議内容

上下水道事業の経営状況について

#### 【会長】

それでは、次第の 3「議事」に入ります。

まず、(1) 上下水道事業の経営状況について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

（「上下水道事業の経営状況について」説明）

**【会長】**

どうもありがとうございました。

地方公営企業会計は、独特の処理の仕方があるという感じがしました。

事前に資料も送付していただいていますし、目を通していただいた範囲内で、ご意見、ご指摘をいただき、この平成 22 年度の上下水道事業の経営状況について、お互いのコンセンサスを固めるようにしたいと思います。

何か、ご意見、ご指摘はございませんか。

**【委員】**

有収率が、水道にも下水道にもあります。水道は 80%、下水道は 50 数%ということで、随分低いですね。

これは、下水は雨水を処理しているということもあるのですが、水道の 80%の有収率というのは、随分低いような感じを受けるのですが、低くなっている理由は为什么呢。

また、給水原価と供給単価がありますが、ともに分母の数値は有収水量なのか、それとも給水原価は分母が配水量になっているのかを教えてください。

**【事務局】**

水道と下水道の有収率について、今、委員がおっしゃったとおりですが、下水道につきましては雨水などの浸入水が非常に多い状況です。その対策を毎年毎年行なっておりますが、なかなか率が上がっていません。

水道につきましては、一般家庭の給水管に鉛管が多く、漏水が多いということです。

これは昭和 39 年以前の古い管が、本管を含めてまだ多くあります。局としましても施設更新基本計画、また耐震化計画で、本管の更新をし、同時に給水管も布設替えを行っていますが、漏水はまだ多い状況です。

このような理由で、有収率については他都市に比べて若干低くなっています。

**【事務局】**

給水原価と供給単価について、説明させていただきます。

まず、供給単価ですが、水道事業でいいますと給水収益が 47 億 4,800 万円ほどあります。これを有収水量で割ったものが供給単価になり、1 m<sup>3</sup>当りの平均の料金ということになります。

給水原価につきましては、収益的収支の支出が46億8,000万円ほどあります。この中には受託工事費用といいまして、水道料金で賄うべきものではないものが含まれておりますので、そのような費用を抜きまして、それを有収水量で割ったものということになります。1 m<sup>3</sup>の水道水を作って、各ご家庭に送るために掛かっている経費ということなんです。

【委員】

給水原価、供給単価とも有収水量に対してということによろしいですね。

【事務局】

どちらも分母は有収水量です。

【会長】

他に何かございませんか。

【委員】

資本的収支で収入に不足額とありますが、不足額とはどのような状況ということでしょうか。この不足額というのは何かに基づいているのですか。

【事務局】

資本的収支の収入は、企業債、工事負担金、加入金で、合計が一番下に記載してあります15億8,000万円です。

支出が、建設改良費、企業債償還金等で38億7,000万円ありますから、収入から支出を引いて、22億9,000万円が不足をしているということで、その分収入が足りないということです。

【委員】

支出のうち償還金はわかりますが、建設改良費というのは事業を行なう上で、どうしても必要ということですね。

従って、不足額がこれだけ出る、という説明ですね。

【事務局】

建設改良費につきましては、古い施設の更新や、新しく施設を作るために必要な経費です。建設改良費に対しては、この図にあります企業債を発行すること、つまり国から借入をすることができます。

ただし、あまり企業債を発行してしまうと、支払利息が発生しますので、バランスを見ながら、なるべくなら自己資本でやっていったほうが、会計はスムーズに回るということです。

【委員】

建設改良費というのは、絶対に必要な経費という理解でいいですね。

【事務局】

そうです。これは次の算定期間内の収支のところの説明いたしますが、施設更新や地震対策はこの建設改良費で行ないます。

更新ができませんと、災害の時に被害が大きくなってしまいますので、建設改良費は必要な経費です。

【会長】

建設改良費につきましては、懇話会でも話題になりましたけれども、できるだけ前倒して設備を入れ替えていくことが、健全な水道行政につながるということで、これがあと追いする方が費用は大きくなるということでした。

そのように考えますと、妥当な数字を提供していただいていると理解してよろしいかと思えます。

他に何かございますか。

【委員】

企業債償還金についてお伺いします。企業債の償還につきましては、返済計画というのはあるのでしょうか。それとも、今から設定するのでしょうか。

【事務局】

長期に亘って返済計画があります。

【委員】

返済計画というのは、何年間で返済しなくてはいけないというような決まりごとがあるのでしょうか。それとも長くしたり短くしたりということが出来るものなのでしょうか。

【事務局】

基本的に、企業債は国からお借りするお金ですが、返済期間が国で定められていまして、原則として30年という期間です。

一般の家庭の住宅ローンと同じように、1年目はいくら、2年目はいくら、また元金はいくら、利息はいくらかと30年に亘っての償還表があります。

その償還表に基づいて返済をしております。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

企業債というのは、毎年毎年、借らざるを得ないのでしょうか。それに合わせて30年のスパンの中で計算していくから、このような端数が生じているということですか。

【事務局】

水道事業につきましては、昨年度から再度、企業債を借り始めました。

それ以前につきましては、内部に留保してある資金で経営が成り立っていました。

企業債を借り入れたのは、平瀬浄水場、昭和浄水場とも耐用年数を迎え、更新するために多額の資金が必要になったためです。

【会長】

資金が足りない時は国の企業債を活用するなど、対応ができる体制になっているということですね。

水道事業というのは、安定的な収入が見込めますから、返済計画も立てやすいということですね。

他に何かございますか。

【委員】

下水道事業は不足額を補助金に頼らざるを得ない。だけど水道事業は不足額を内部の留保資金で補てんしているとお聞きしましたがけれど、それはどういうことか、もう少し簡単に説明してください。

私の理解ですと、水道事業は不足額を減価償却費と収益的収支の利益で補うことができるが、下水道事業は減価償却費で補いながら、さらに補助金を充てなければならない。補助金はいずれ返さなければならないので、自己資金と違う。そのような理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

まず、補助金は返す必要がございません。

水道事業はあまり補助金のメニューがないのですが、下水道事業には補助金をいただける制度がありますので、これを有効に活用しております。

水道事業の場合ですと、不足額が22億9,000万円生じていまして、それに対

して減価償却費、現金支出を伴わないものが17億6,000万円ですから、減価償却費だけでは補いきれていないという状況でありますので、ある程度利益を出さないとならない。

下水道事業の場合は、不足額が23億円ですが、減価償却費等が25億円ほどありますので、この分で補てんができています。ただ、下水道事業の場合は企業債にかなり依存しているという状況であります。

【会長】

私の理解では、下水道事業の方が設備にお金がたくさんかかるが、収入が少ない。

ただ水道事業は、設備に対して給水収益がある程度見込めるので、安定した経営が営めている。

そのような理解でよろしいですか。

【事務局】

説明の中でも触れましたが、下水道は水道よりも資産が約3倍あります。ということは、それだけ経費がかかります。

下水道管を埋設するにも、管が太いですし、水道の場合は圧力がありますので勾配がなくてもいきますが、下水道は自然流下で勾配が必要です。そのようなことから経費が3倍かかっているということでもあります。

【会長】

経営的に非常に厳しい状況、つまり補助金に頼らざるを得ない。

【事務局】

下水道事業は、前回に説明いたしましたように、一般家庭から排出された汚水を処理するという役目と、もう1つ雨水の排除、浸水の防除という役目もあります。雨水の排除については、一般会計とか国からの補助金等もあるということです。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

はい。

もう一点お聞きしたいのですが、減価償却費というのは、持っている資産を更新するための積み立てと理解すると、使ってしまった返済に充てていると

ということは、実際に更新する時のお金というのは、どのように考えたら良いのでしょうか。

【事務局】

減価償却費につきましては、建設改良費、つまり古い建物や管を直したり、建て替えたりするための補てん財源として使っていますので、結局は減価償却費で新しい施設を造っていることになります。

例えば、Aという施設を減価償却していますが、その減価償却費は同じAの施設に使うのではなく、Bという施設の更新に使うように、回っている状況であると解釈していただきたいと思います。

【委員】

はい。

【会長】

本来、減価償却とか内部留保ということでは専門の委員から、わかりやすく説明いただければと思います。

内部留保なので、立て替える時に積み立てが使われるのですが、これを全部使ってしまったら、大丈夫かという心配ですが、いかがでしょうか。

【委員】

一般の会計で申せば、委員がおっしゃるとおり、再投資に充てるときにその金を使ってしまえば、ここで言う企業債や補助金に頼らざるを得ないということになるのでしょうか、今の説明ですと、減価償却費分を新たな設備投資に充てているから、そちらが新しくなっているのではないかと、こういうことだと思います。

特殊な会計ですが、一理あると思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

確かに特殊な会計なので、わかりにくいところがあると思いますが、個々の勘定科目と数値を見ていただければ、皆様方にも理解していただけるし、疑問は疑問で意見を出していただき、納得していただければいいと思います。

他に何かありますか。

【委員】

水道事業と下水道事業は独立でやっているということでした。

例えば水道事業でいくら黒字になっても、下水道事業が赤字であれば、下水道使用料は上げなければならないかということが1つ。

それと、平成22年度決算を見ると、水道事業については減価償却の問題はありますが、不足額を利益と減価償却費等で補てんして、差し引き2億ぐらいのプラス。下水道事業は、前回15%値上げしたから、ほぼ収支均衡。両会計を通じると、2億ぐらいの黒字になると、そのような理解でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

基本的なことですが、水道事業と下水道事業は、会計は全く別です。運営している組織が上下水道局ということで、組織は1つですが、会計は全く別です。

ですから、水道事業で例えば100億円黒字があっても、下水道事業で50億円赤字があっても、それを融通するということは法律上できません。

**【委員】**

理解できました。

水道事業はいずれにしても黒字ですね。お金を払う方からすると、使った水の量で両方掛かるので、水道料金と下水道使用料トータルで、というイメージが強いですが、会計からすれば当然分かれていますので、そのような話しになるといえることですね。

簡単に言うと、下水道事業の決算はほぼプラスマイナス0で、使用料を上げたのが効いているということですか。

**【事務局】**

下水道事業につきましては、一般会計から約36億1,000万円いただいて、使用料と合わせた収入で賄っていますが、その収入の範囲内で計画を立てて収支均衡になるよう、努力して運営しています。

**【委員】**

ということは、最初に帳尻を合わすベースがあって、逆にそこから補助金が決まるのですか。

**【事務局】**

いえ、繰入金につきましては、市と協議の中で算定期間内の金額は決まっています。それによって全体の収入の計画を立てて、それに基づいて支出の予



算執行をしていく。

使用料についてもある程度見込が立ちますし、一般会計からの繰入金も確定しています。国からの補助金もいくら事業をすればいくら入るかも予算上確定しますので、それをもとに収支均衡になるよう計画的な執行をしております。

【委員】

そうすると、前回 15% 下水道使用料を値上げしたのは、何が原因だったのですか。

【事務局】

計画の中で、将来的な修繕等の費用が収入で賄えなくなってしまうので、下水道使用料を上げさせていただきました。

今は上げさせていただいた分の収入が増えていますので、今後、修繕など計画を立てて執行していくこととなります。

【委員】

わかりました。

【会長】

水道事業と下水道事業は、連結決算はしていないということですね。独立会計ということですね。

【事務局】

地方公営企業法で定められています。

【会長】

法律でそのような会計体系になっていて、連結の決算も出す必要がないということですね。

水道事業は健全な経営で、下水道事業は補助金と値上げでなんとか賄っているという状況のようです。

いずれにしても独立した会計ということです。

会議を通じてお互いに意見を交わすことにより、知識が深まると思いますが、このようなところでご質問等はよろしいでしょうか。

平成 22 年度決算をベースとした、上下水道事業の経営状況につきましては、みなさんにご理解をいただいたということで、議事 上下水道事業の経営状況については承認をいただいたということにいたします。

それでは、議事 算定期間内の収支について、事務局から説明をお願いします。

算定期間内の収支について

【事務局】

（「算定期間内の収支について」説明）

【会長】

今、事務局から3年間という算定期間内の事業予測等を、詳細に説明いただきました。

何かご質問、ご意見がございますか。

【委員】

水道事業ですが、職員が外部委託で平成24年度から6人減っていきますが、どの部門が外部委託されるのでしょうか。

【事務局】

平成24年度に外部委託するのは、平瀬浄水場の監視業務を考えています。

平成25年度の7名減につきましては、営業部門、特にサービス係と給水停止業務の委託を予定しています。

【委員】

これらは、職員が減っても利用者へのサービス低下にはならないという判断でしょうか。

【事務局】

そうです。お客様サービスは低下させないことが大前提で、業務委託をすることによって、効率的な執行を行なってまいります。

【委員】

平瀬浄水場が外部委託により来年度5人の減ということは、職員による監視業務がなくなって、民間の会社が行なうということですか。

【事務局】

そうです。今、職員で行なっている業務を業者に委託するので、監視業務自体がなくなるというわけではありません。

【事務局】

来年は、全てを委託ということではなく、1年間、職員と委託の業者が一緒

に業務を行なうという形で考えています。

**【委員】**

業務委託を行なうのは、委託料は増えるけれども、人件費を賄うよりは安くなるからでしょうか。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

下水道事業の方が資産は3倍も大きいということでしたが、水道事業と下水道事業に関わる職員の数が、水道事業の方が倍ぐらい多いというのは、どうしてですか。

**【事務局】**

経営状況で説明させていただきましたが、下水道事業につきましては、浄化センターの業務を始め、委託化が進んでいる関係で職員が水道事業に比べ、かなり少ない状況です。

また、営業部門につきましては水道事業の職員となっていて、下水道事業からは負担金をもらうという形で行なっていますので、その分、職員数も少なくなっています。

**【会長】**

よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

**【委員】**

下水道事業についてお聞きします。

2ページの現在の使用料体系での収入見込で、平成24年度から26年度までの予測がありますが、使用料の予測を使用水量の予測で割ると156円ほどになります。先ほど経営状況の説明にあった使用料単価147円と差が大きいです。考え方の違いがあるのでしょうか。

**【事務局】**

下水道使用料については、平成21年度に15.35%上げさせていただきました。そのうち大きな事業所など、水道ではなく地下水を汲み上げて使い、排水は下水道に流している、いわゆる湧水使用者につきましても引き上げました。引き上げ幅が大きかったため、平成21年度から23年度まで段階的に引き上

げていますので、その分の増収を見込んでいます。

【会長】

使用水量等も見込んでいるんですね。

【事務局】

使用件数の伸びや、使用水量についても見込んでいます。

【会長】

よろしいですか。

それではどうぞ。

【委員】

これまで甲府の水源は、平瀬と昭和水源がありましたが、合併に伴い規模は小さいですが、中道地区の白井と心経寺と右左口の水源が加わりました。

配付された資料では、平成 24 年度から中道地区を値上げして料金の統一を前提に作られているようですが、甲府水道と中道水道が平成 27 年度につながるという話しです。料金は段階的に上がっていますが、最後の残っている差を合わせるということになる。

基本的に、甲府と合併して、みんな値上がりしたという考え方を中道地区の人は持っています。

結論から先に言いますと、中道と施設がつながる時のための資料を、補助資料としてつけてほしいというのが、私の要望です。

平成 27 年度に中道の約半分の上曾根、下曾根などの北側の地区がつながるそうです。心経寺と右左口水源は、独立でそのままと聞いています。その時に料金も統一するという考え方もある。

もちろん、中道町時代に作った管が古くなり、工事費もだいぶかかるという話は聞いています。

中道地区は約 1,100 世帯あります。地区の人のためにも、インターネットで公開するようですから、そうした補助資料をつけていただければ理解していただけるのかなと思います。是非よろしくお願いします。

【会長】

この審議会が発足して、懸案のテーマというのは 2 つにありまして、1 つは算定期間 3 年間の水道料金をどうするか、もう 1 つは中道地区が現在、旧甲府市地域との料金格差を段階的に 4 分の 3 まで縮めた状況ですが、残ってい

るあと4分の1の取り扱いについてです。

委員は中道地区の1,100世帯を代表して参加されています。中道地区の方々に納得してもらえよう、より詳細な資料を示してほしいということですが、事務局はそのような資料を考えてください。

**【事務局】**

まず、配付した資料についてですが、水道料金も下水道使用料も算定には料金差4分の1の引き上げは見込んでおりません。あくまでも現在の料金体系で見込んでいます。

全体的な収支につきましては、今回説明させていただきましたが、水道事業については甲府水道と中道水道と別の経営になっていますので、第3回につきましては、それぞれの経営状況についても説明させていただき、審議していただきたいと考えています。

**【会長】**

それでは、次回の審議会には中道独自の現在の状況について、資料を提出してください。

他に何かございますか。

**【委員】**

浄化センターの施設更新について、3年間の費用が資料にあります。下水道事業そのものは管きょ事業とか、終末処理施設の事業とかあるのですが、特に浄化センターについては、中継ポンプ場も含めて施設がありますが、長期に亘って整備されない部分がだいぶ取り残されていて心配しています。

このような費用については、建設計画の「浄化センター施設更新等」に含まれているのか教えてください。

**【事務局】**

中継ポンプ場の整備につきましても、この中に含まれています。

**【委員】**

整備の内容について、教えていただくことはできますか。

**【事務局】**

住吉の中継ポンプ場につきましては、水質保全のための事業である合流改善事業の一環としまして、簡易の処理高度化施設を設置する計画があり、この経費が計上してあります。

【委員】

簡易の処理高度化施設の設置計画については、お聞きしていますが、場内周辺の不要な施設についてお尋ねします。

昭和 29 年の認可から今日まで相当の年数をかけ下水道の普及を達成していますが、その間、住吉地区の方々は大変不快な思いをした時もありました。大津の浄化センターができた後も、住吉中継ポンプ場内の施設は従来のもままで、将来的にどうしていくのかという考え方を持っていく必要があるのではないかと思います。

下水道使用料が多少上がっても、施設周辺の整備に気配りをしていただきたいと思います。

事業経営の考え方も含めて、ご理解いただき、進めていただければ大変ありがたいと思っております。

【事務局】

住吉中継ポンプ場は、当初は住吉処理場、中級的な処理場として建設され、今は中継ポンプ場になっています。

そのような経過がありますので、ポンプ場の中には既に使っていない施設もあります。こうした施設については、現在、国や県と協議する中で、どのように廃止等をしていくかについて検討しているところです。

【会長】

よろしいですか。

他に何かございますか。

【委員】

先ほどの浄水場の職員の削減に関連して、気になることがあります。

水道事業も下水道事業もお金が掛かっているので、経費削減が大きな問題だということはわかりますが、例えば、先ほどは平瀬浄水場の監視業務を外部委託するという話でした。私の理解では、監視業務というのは水道の水質をチェックする仕事だと思います。こういう業務を外部委託するということは、普通はそれでいいと思うかもしれませんが、このような外部委託が進んでいくと、上下水道局に水質について理解できない人たちが多くなってしまいます。本来ならば一番大事な業務を、全部外部に委託していいのかと思います。能力を持った職員を上下水道局の中で育てるということも、考えていただきたい

いと思います。

そうしたことは、水道の予算に関わるのかもしれませんが、少し長期的な目で見た事業、周辺の環境の調査や地下水の推移の観測等についても予算的な配慮をしていただきたい。

【会長】

非常に重要な指摘だと思いますが、いかがでしょうか。

安易にということはないと思いますが、外部に委託するのではなく、内部で専門家を育てる必要があるのではないかとのご指摘でしたが、いかがでしょうか。

【事務局】

基本的に、水を送るのですから安全が第一です。その部分について委託するということはないのご理解いただきたいところです。

ただ、24時間、監視業務に職員を配置しますと、どうしても人数が多くなります。

今回、計装装置、遠隔で監視する装置を新しくしますので、装置をモニターする人たちというのは、職員でなくてもいいのではないかと。ただし、安全に関わるところには職員を配置していく、という考えです。

【会長】

水道水の水質検査に関わる職員には、資格制度はあるのですか。

【事務局】

みず保全課の中に、水質管理係という部署があり、水質専門職員が5人おります。そして、日常業務の中で職員が毎日検査、毎月検査などを行なっていますので、そのような専門職員は育ってきていると考えています。

【会長】

そうしますと、算定期間の3年間で職員削減をして、一方では経費削減という大きな目標のために外部委託も進めていく、そのような姿勢はわかりました。

外部委託に対する憂慮は、委員が言われたように、水の検査や質が変わることがないかということでしたが、事務局からは十分クリアできている、ということによろしいでしょうか。

【事務局】

安全性がおろそかになるということでは、民間委託を導入する意味がありませんので、大丈夫です。

【委員】

是非、そのようなことはお願いしたいと思います。

少し前に神戸で0-157の事件が起きたときも、対応が遅れたのは内部に専門家がいなかったからだという話を聞いていますので、いざという時のためにも、よくわかる専門家の育成をよろしくお願いします。

【会長】

他にご意見などはありませんか。

【委員】

私の住んでいるところが、甲府市の中心部ですので、合流式の下水道改善が平成25年度まで予算がついていて、平成26年度は0になっていますが、平成25年度で完成するのですか。

【事務局】

合流式下水道改善、この事業につきましては、平成25年度が最終年度となっています。

いくつか合流地区においても改善事業をしていますが、例えば管きよの更新は50年の耐用年数を過ぎているものが、下水道事業が始まった最初の頃に布設した中心部の合流の地域に多くなっています。こうした老朽化した管きよの工事は、引き続き進めていきます。平成25年度で終わるというのは、水質の保全のための改善事業についてです。

先ほど言いました、住吉の中継ポンプ場に簡易の処理高度化施設を設置したり、ポンプ場までの管を改善したりする事業のことになります。

【委員】

ということは、今の合流式を分流式に変えていくということではないのですね。

【事務局】

そういうことはありません。

【委員】

わかりました。

【会長】



それでは、算定期間内の収支につきましては、現在の料金体系での収入で、水道事業、下水道事業ともに、予定している算定期間内の事業は賄うことができるという見通しである、ということが本日の結論だと思えます。結果的に、算定期間内の収支につきましては、事務局提案のとおりで承認していただくということによろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【会長】

それでは、続いて議事(3)その他について、委員のみなさまから何かありますでしょうか。

ないようですので、これで、次第3「議事」は終了とさせていただきます。